

平成27年度 入札・契約制度改善のあらまし

区内事業者優遇の拡充（平成27年4月1日～）

○区内事業者限定入札の全面化

区内事業者に限定した入札の金額要件（工事 3,000 万円未満、物品 2,000 万円未満）を撤廃し、原則、1 回目の入札は区内事業者のみを対象に実施しています。

○落札者等決定における優遇措置の拡充

価格以外の要素を考慮して落札者を決定する総合評価方式の入札やプロポーザルの評価において、区内事業者に係る評価を加点する優遇措置を講じています。

○区内に本店のある事業者の同時受注制限の撤廃

区内に本店のある事業者及び本店と同等の機能を備えた営業所等で区が認定した事業者※の同時受注制限 3 件を撤廃しました。

※「区内営業所等（本店級）」として区が認定した事業者（平成 27 年 12 月 1 日認定申請受付開始）

○JV 構成要件の緩和等

区内事業者に限り、JV 構成要件を 5 億円から、10 億円以上に引き上げました。また、第 2 位以下の構成員を区内事業者に限定しました。

資金調達の円滑化支援

○債権譲渡承諾による融資制度（平成 27 年 4 月 1 日～）

芝信用金庫と連携し、工事請負代金債権を担保とした新たな融資制度（融資限度額 10 億円）を創設しました。

原則として禁止している工事請負代金債権の第三者への譲渡を区が承諾することで、低利の融資を迅速に受けることが可能です。

○工事請負代金の前払金の拡充（平成 27 年 7 月 1 日～）

前払金の要件である工事請負代金の 40%、上限額 1 億円、工期 60 日以上のうち、上限額を 2 億円に増額し、工期要件を撤廃しました。

区の契約業務に従事する労働者の労働環境確保の推進

(平成28年4月1日～)

○労働環境確保策の実施

受注者に対し、労働関係法令の遵守状況を確認するための「労働環境チェックシート」の提出、区が定める最低賃金額以上の賃金給付及び給付状況を確認するための「賃金給付状況シート」の提出など、良好な労働環境を確保するための受注者の取組を契約で義務付けます。また、契約が着実に履行されるよう申出制度を設けるとともに、必要に応じて立入調査を実施します。

○労働者の継続雇用の要請

事業者が変更した場合、新たな事業者に対し、従前の事業者に雇用されていた労働者の継続雇用に区が書面により要請します。

より良い入札・契約制度に向けた改善

○業務委託契約における総合評価方式の入札導入（平成28年4月1日～）

工事請負契約で既に導入している特別簡易型総合評価方式の入札制度を業務委託契約においても導入します。価格に加え、価格以外の要素（業務履行評価、地域貢献等）を総合的に評価し落札者を決定するため、現在の契約において良好な実績がある場合、次回の入札のインセンティブとなります。

○物品契約における制限付一般競争入札の試行実施（平成27年12月1日～）

現在、物品契約（物品購入、業務委託）は、原則、区が指名する事業者による指名競争入札により落札者を決定しています。今後は、物品契約においても工事請負契約と同様に、事業者自らが希望する入札に参加できる制限付一般競争入札に移行すべく、一部の契約について制限付一般競争入札を試行実施しています。

○長期継続契約の対象業務の拡充（平成28年4月1日～）

区の契約は原則単年度ですが、一定期間長期に継続して契約することで、区民サービスの向上や質の高い履行を確保することが可能な業務について、長期継続契約を実施しています。

これまで、建物清掃業務、用務業務、施設維持管理業務の3業務を対象としていましたが、平成28年度からは、自動車運行業務、施設運営業務、子ども・高齢者・障害者関係業務、給食調理業務を新たに追加し、7業務に拡充します。

港区の入札・契約制度についてはホームページをご覧ください。

URL <http://www.city.minato.tokyo.jp/index.html>

<問合せ先>

港区総務部契約管財課契約係

電話 03-3578-2134・2140～2143・2298